

第24期宝塚市農業委員会

令和4年第1回議事録

(2022年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年1月20日

(2022年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和4年第1回議事録

1. 日 時 令和4年(2022年)1月20日(木)14時00分～15時10分

2. 場 所 宝塚市クリーンセンター 3階会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番	平塚	三郎	7番	塚本	俊昭
2番	今里	浅一	8番	中西	恵子
3番	阪上	勝弥	9番	平井	公雄
4番	山添	令子	10番	林	五郎
5番	中西	瞳	11番	上田	健
6番	阪上	秀一	13番	篠木	秀夫

5. 欠席委員

12番 嶽 広行

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番阪上委員、2番辻井委員、3番東委員、4番福井委員、5番和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員 なし

9. 事務局

事務局長 藤田裕之、係長 木村晴彦 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件

2 議案第50号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件

1 報告第59号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件

2 報告第60号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件

3 報告第61号 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件

4 報告第62号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の

証明の件の件

令和4年 第1回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年1月20日

開会 午後14時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第1回総会を開会します。

本日は12番嶽委員が欠席ですが、第1回総会は成立しております。

本日の議事録署名人は、1番平塚委員と2番今里委員にお願いします。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、質問等ありますか。無いようなので、本日は、議案審議の前に、人・農地プラン策定に向けた切畑地区の取組状況について和田農地利用最適化推進員より報告いただきます。和田委員、報告をお願いします。

○和田委員 昨年2月から地域主導で取り組みを始めました。コロナの影響で、地域全体の会議を開催できたのは2回だけですが、9月から中心メンバー6人で再開しています。切畑地区は、農家数約60戸で、5年後の農業の姿を地図に落とし込みながら検討しています。実は、平成18年度に各農家にアンケートをとっていますが、時が経っていることもあり、もう一度アンケートを実施し、筆ごとの農地の利用希望を取りまとめる予定です。アンケート結果をふまえた地図を作成し、地域の皆様に説明したいと考えています。

○林会長 西谷地域での人・農地プラン策定に向けての取り組みが具体的になってきていると思います。今後も進捗状況や動きがあれば、委員から報告をお願いします。何か御意見、質問等ありますか。無いようなので、議案審議に移ります。

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議案といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件、別紙のとおり、宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

場所は、長谷(地番)と(地番)、地目は田、地積は615㎡と1,319㎡です。貸主は(住所)、(氏名)さん、借主は(住所)、(氏名)さん、中間管理機構を通じた使用貸借契約で、期間は、令和4年2月1日から10年間です。

○林会長 地区担当の農業委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

○事務局 特に意見はないと伺っております。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。特にないようでしたら、本件について採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に議案第50号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第50号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。別紙のとおり、宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

1件目、申請者、(住所)、(氏名)さんです。貸借の設定を受ける都市農地は、山本南(地番)、地目は田、面積は1,170㎡、所有者は(住所)、(氏名)さん。設定を受ける貸借権は使用貸借で、令和4年2月1日から令和5年1月31日まで。借り受けた農地は、冬場はほうれん草を作付けし、収穫物はスマイル阪神に出荷予定。既に他地域でも農業体験の事業を展開しており、地元の住民やお子さんに向けて芋掘りの体験農園として食育活動を行うとのこと。耕作の事業者に必要な農作業への従事状況は、年間予定日数が200日、権利取得後の面積は1,360㎡。大型機具は、耕運機が1台あり、農作業に従事しようとする者は、(個人情報)。借り受ける農地は、近隣住宅地に配慮した農薬の使用を適切に行い、地域の慣行栽培方法に沿って営農を行うとのこと。以上の内容から、事業計画の認定は問題ないと考えます。

2件目、申請者、(住所)、(氏名)さんです。貸借権の設定を受ける都市農地は、山本丸橋(地番)、地目は田、面積1,062㎡。所有者は、(住所)、(氏名)さんです。令和4年2月1日から令和5年1月31日までの使用貸借です。自身で営農され、農作業への従事200日を予定しています。事業内容は、1件目と同様です。以上の内容から、事業計画の認定は問題ないと考えます。

○林会長 それでは、地区担当の農業委員の意見を伺います。1件目、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 特に問題はございません。

○林会長 2件目、阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 特にございません。

○林会長 ほかに、何か意見、質問等ありますか。特にないようでしたら、本件について採決いたします。本件の事業計画認定の決定の件について賛成の方については挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、本件の事業計画認定の件を決定いたします。続いて、報告事項に移ります。報告第59号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第59号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

届出者、(住所)、(氏名)さん。持分4分の3。(住所)、(氏名)さん、持分4分の1。所在地は口谷西(地番)、(地番)、地目はそれぞれ田、12㎡と114㎡。耕作者は(氏名)さん。転用目的は(地番)が通路用地、(地番)は公衆用道路です。造成期間は受理日から90日間。建設はございません。施設の概要は、盛土造成後、アスファルト舗装の予定です。水利組合同意書が添付され、都市計画法29条案件ですが、令和4年1月6日に許可済です。

○林会長 それでは、地区担当の農業委員の意見を伺います。 阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題なかったです。

○林会長 ほかに、何か意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第60号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第60号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、譲受人、(住所)、(氏名)さん。持分4分の3。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。持分4分の1。届出地は口谷西(地番)。地目は田、842㎡。耕作者は(氏名)さんです。転用目的は長屋住宅用地。造成期間は受理書受領日から90日間。建設期間は造成完了から150日間。施設の概要は、鉄骨造2階建、1階が260.19㎡、2階が275.62㎡です。権利の種類は所有権。水利組合同意書が添付されていました。都市計画法第29条案件ですが、令和4年1月6日に許可済です。

2件目、届出者、(住所)、(氏名)さん。持分4分の1。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。持分4分の3。届出地、口谷西(地番)。地目は田、地積は320㎡。耕作者は(氏名)さんです。転用目的は長屋住宅用地。造成期間は受理書受領日から90日間。建設期間は造成完了後150日間。施設の概要は鉄骨造2階建、1階が143.10㎡、2階が151.72㎡。権利の種類は所有権。水利組合同意書が添付されていました。都市計画法第29条案件ですが、許可済です。

3件目、譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、安倉北(地番)、地目は畑、188㎡。転用目的は倉庫として利用。造成期間は令和4年4月1日から90日間。建設期間は令和4年4月1日から90日間。施設の概要は鉄骨造。約100㎡。権利の種類は所有権。水利組合同意書が添付されています。なお、土地所有者より昭和30年から一部宅地として利用していたため、今後、農地法を遵守する旨の始末書が添付されておりました。

4件目、譲受人、(住所)、(氏名)さん・(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、安倉南(地番)、(地番)。地目は、それぞれ田、213㎡と4.88㎡。耕作者は(氏名)さん。転用目的は戸建て専用住宅。造成期間は令和4年2月1日から30日間。建設期間は令和4年3月15日から140日間。施設の概要は木造2階建。1階92.33㎡、2階65.52㎡。権利の種類は使用貸借権で、水利組合同意書が添付されています。

○林会長 それでは、地区担当の農業委員の意見を伺います。1件目と2件目、阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題ありません。

○林会長 3件目と4件目、塚本委員。

○塚本俊昭委員 問題ないと思います。

○林会長 ほかに、何か意見、質問等ありますか。無いようなので、続いて、報告第61号 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第61号 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による届出があり、農地法第18条第6項の規定による通知をしましたので報告します。

賃貸人、(住所)、(氏名)さん。賃借人、(住所)、(氏名)さん。賃貸借農地

につきましては、平井（地番）。地目は田、642㎡。合意が成立した日、（個人情報）。土地の引渡、（個人情報）。離作補償の条件としまして、金銭補償。その他としまして、相続があったため、このたび賃貸借の解約を申し出たということになります。（個人情報）。

○林会長 本件について、何か意見、質問等ありますか。

無いようなので、報告第62号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第62号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1件目、（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は平成30年10月17日から令和3年12月7日。耕作面積は1,838㎡。納税猶予農地は安倉北（地番）ほか合計2筆です。自作地合計1,838㎡。証明年月日は令和3年12月7日。安倉北（地番）・田・862㎡と（地番）・田・976㎡は、区画整理中の土地となっております。

2件目、（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は平成30年12月13日から令和3年12月9日。耕作面積は1筆で538㎡。納税猶予農地は口谷西（地番）。証明年月日は令和3年12月9日。畑として利用。

3件目、（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は平成30年12月19日から令和3年12月13日。耕作面積は合計4筆で716㎡。証明年月日は令和3年12月13日。願出地は4筆あり、安倉南（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、地目は全て田、面積が239㎡、155㎡、69㎡、253㎡。全て畑地として利用。

4件目です。（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は平成30年12月20日から令和3年12月13日。耕作面積は6筆合計で1,256.34㎡。証明年月日は令和3年12月13日。6筆全て地目は田、79㎡、907㎡、176.25㎡、10.9㎡、73.5㎡。

○林会長 何か意見、質問はありますか。無いようなので、以上で本日の議案2件、報告4件について審議等は終了いたしました。これをもちまして、令和4年第1回総会を閉会します。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番（会長） 林 五 郎

1番 平 塚 三 郎

2番 今 里 淺 一